

(案)

旭川地域森林計画変更計画書

(旭川森林計画区)

計画期間

自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 1 6 年 3 月 3 1 日

(令和 年 月 日変更)

岡 山 県

令和5年12月28日付けで樹立した旭川地域森林計画（計画期間は令和6年4月1日から令和16年3月31日まで）を、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項及び第5項の規定により次のとおり変更する。

なお、当計画書は、令和9年4月1日から効力を生ずるものとする。

目 次

I 計 画 の 大 綱

1 森林計画区の概況 現行のとおり（略）	
2 前計画の実行結果の概要及びその評価 現行のとおり（略）	
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	
(1) 森林整備の在り方 -----	1
(2) 計画推進の基本方針 -----	2
(3) 目標設定の考え方 -----	2

II 計 画 事 項

第1 計画の対象とする森林の区域 -----	3
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
(1) 森林の整備及び保全の目標	
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	
(3) 計画期間内において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 -----	4
2 その他必要な事項	
第3 森林の整備に関する事項	
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	
(3) その他必要な事項	
2 造林に関する事項	
(1) 人工造林に関する指針 -----	5
(2) 天然更新に関する指針 -----	6
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	
(4) その他必要な事項	
3 間伐及び保育に関する事項	
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針 -----	7
(2) 保育の標準的な方法に関する指針 -----	7
(3) その他必要な事項	
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
(1) 公益的機能別施業森林区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針 --	8
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針 -----	10
(3) その他必要な事項	
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方 -----	11
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方 -----	11
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方 -----	13
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	
(5) 林産物の搬出方法等 -----	14
(6) その他必要な事項	
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針 -----	14

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	-----	1 4
(3) 特に効率的な施業が可能な森林の区域に係る基準及び当該区域内における施業の方法に係る指針	-----	1 5
(4) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	-----	1 5
(5) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	-----	1 5
(6) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	-----	1 6
(7) その他必要な事項	-----	1 7
第4 森林の保全に関する事項		
現行のとおり（略）		
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項		
現行のとおり（略）		
第6 計画量等		
1 伐採立木材積及び間伐立木材積	-----	1 8
2 森林施業面積	-----	1 8
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	-----	1 8
4 林道の開設及び拡張に関する計画	-----	1 9
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画		
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	-----	2 4
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等		
(3) 実施すべき治山事業の数量	-----	2 5
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期		
第7 その他必要な事項		
現行のとおり（略）		

Ⅲ 附 属 資 料

現行のとおり（略）

旭川森林計画区位置図



I 計 画 の 大 綱

1 森林計画区の概況

現行のとおり（略）

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

現行のとおり（略）

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

県土の約7割を占める森林は、木材の生産のほか、水資源の確保、洪水や土砂崩れの防止、森林レクリエーションの場の提供など、私たちの暮らしと深いかわりをもっている。また、地球環境の保全が国際的な共通課題となる中で、二酸化炭素を固定し、地球温暖化の防止や循環型社会の構築に寄与する森林・木材の役割が改めて見直されている。

しかし、これまで森林を守り育ててきた林業は、木材価格の低迷、間伐などの手入れ不足、山村地域の過疎化・高齢化の進行などにより次第に停滞し、森林の持つ公益的機能の低下が危惧されている。

一方、価値観や生活様式の多様化に伴い、県民は、心の豊かさを求めて自然とのふれあいを重視するとともに、地球環境問題へも大きな関心を寄せている。

県民の様々な要求を満たすことができる健全で多様な森林を育てていくためには、県、市町等行政が、林業・木材産業の活性化、森林とのふれあい、自然環境の保全といった森林全体を通じた施策を積極的に展開することはもちろんのこと、森林所有者、林業・木材産業関係者は、健全な森林の育成、地域林業の活性化、県産材の利用拡大に向けた主体的な事業展開を図り、県民一人ひとりが、それぞれの立場で森林を守り育てていく必要がある。

こうした考え方に沿って地域森林計画における森林整備の在り方、計画推進の基本方針、目標設定の考え方を次のとおりとする。

（1）森林整備の在り方

本県の森林は、戦後、積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加し、多くの人工林が利用期を迎えており、充実した森林資源を活用すると同時に計画的に再造成すべき段階となっており、「伐って・使って・植えて・育てる」という林業のサイクルを循環させ、均等な年齢構成へと誘導することが必要となっている。

①人工林

- ・自然条件がよく林業経営に適した森林においては、森林経営の集積や集約化、路網の整備、林業機械の導入による労働生産性の向上等により、安定的な県産材の供給源として適正な管理を進めていく。
- ・伐採後の的確な更新を確保するため、環境に配慮した小面積皆伐や確実な再造林等による森林資源の若返り化を進め、人工林の年齢構成の平準化と回復を図る。
- ・生育途上にある森林の間伐を推進するとともに、土壌の流亡などの恐れのある林分では、伐期の多様化、長期化を図るなど、自然環境の保全に配慮した森林施業を推進する。
- ・利用期を迎えているスギ・ヒノキ人工林の伐採に併せて、少花粉スギ・ヒノキ苗木の植栽などにより、花粉発生源の対策を推進する。
- ・奥地や急傾斜など林業経営に適さないところは、管理コストの低い針広混交林や天然林へ誘導していく。

②天然林

- ・自然力を活用して、四季折々の美しい自然を楽しむことができるような多様で健全な天然林を維持することにより、公益的機能の高度発揮を図る。
- ・森林浴、森林レクリエーション、森林・環境教育等県民が森林とふれあう場所として、貴重な森林や里山、身近な都市近郊林を県民へ広く開放し、多様な森林活動の展開を助長する。
- ・台風等による災害、森林病虫害等の被害、山火事の発生等森林災害に強い森林づくりを進めることにより、森林機能の低下を防ぐ。

(2) 計画推進の基本方針

ア 持続的な森林経営と木材利用の推進

経営に適した人工林では、森林経営の集積・集約化を進め、計画的かつ効率的な林業生産活動を展開し、確実な再造林と少花粉苗木の植替えを促進するとともに、意欲と能力のある林業経営体を育成し、持続的な森林経営を推進する。

また、公共建築物等への県産材利用や消費者理解の醸成など、人と環境に優しい木材利用の促進と木材製品の品質向上・新たな利用を進め、循環資源である木材・木質バイオマスの利用を推進する。

イ 森林とのふれあいを通じた心の豊かさとゆとりの確保

里山林、都市近郊林の整備を行い、身近な森を利用した森林環境教育活動等を推進し、心の豊かさとゆとりのある生活を実現する。

ウ 自然環境の保全を通じた公益的機能の確保

経営管理が行われていない人工林を管理コストの低い針広混交林等へ誘導し、森林の公益的機能を確保する。

また、山地災害や森林病虫害獣害に対しては、適切な保全対策を講じて森林の健全性を確保する。さらに原生的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林等を保全し、生物の多様性を確保する。

(3) 目標設定の考え方

この計画においては、上記のような基本的な考え方に沿って、人工林等における林業のサイクルの循環、伐期の多様化、長期化など森林資源の推移を十分に考慮し、国有林と一層の連携強化を図りつつ、全国森林計画に即して、森林整備の目標、立木竹の伐採、造林、間伐・保育、林道の開設等に関する事項を示した。

なお、市町村森林整備計画の策定等に当たっては、森林・林業等に関する諸施策の実施状況を考慮した上で、この計画に適合して、その効率的な実行の確保が図られるよう配慮すること。

Ⅱ 計 画 事 項

第1 計画の対象とする森林の区域

○ 市町村別森林面積

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		<u>125,704.32</u>	森林法第5条第2項第1号の森林
市 町 村 別 内 訳	岡 山 市	<u>32,318.81</u>	
	旧 岡 山 市	<u>15,635.94</u>	
	旧 御 津 町	<u>7,412.86</u>	
	旧 建 部 町	<u>6,213.91</u>	
	旧 瀬 戸 町	2,218.08	
	旧 瀬 崎 町	838.02	
	玉 野 市	<u>5,818.44</u>	
	真 庭 市	58,802.08	
	旧 北 房 町	5,100.80	
	旧 勝 山 町	11,216.31	
	旧 落 合 町	10,940.03	
	旧 湯 原 町	9,732.28	
	旧 久 世 町	5,587.20	
	旧 美 甘 村	5,676.57	
	旧 川 上 村	4,114.15	
	旧 八 束 村	3,416.62	
	旧 中 和 村	3,018.12	
	新 庄 村	<u>5,717.18</u>	
	久 米 南 町	5,108.85	
	吉 備 中 央 町	<u>17,938.96</u>	
	旧 加 茂 川 町	<u>9,582.03</u>	
	旧 賀 陽 町	<u>8,356.93</u>	
再 掲	備前県民局(地域事務所除く)	<u>56,076.21</u>	
	美作県民局(地域事務所除く)	5,108.85	
	美作県民局真庭地域事務所	<u>64,519.26</u>	

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は森林計画図において図示する区域内の民有林とする。
 2 森林計画図の閲覧場所：県庁、関係県民局・地域事務所、関係市町村事務所
 3 森林計画の対象とする民有林は、森林法第10条の2に基づく林地の開発行為の許可制、森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出制及び森林法第10条の8に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

現行のとおり（略）

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

現行のとおり（略）

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

○計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

単位 面積：h a、蓄積：m³/h a

区 分		現 況 (令和5年度)	計画期末 (令和15年度)
面 積	人 工 林	48,379	47,460
	天 然 林	77,288	78,293
	利活用等により 機能の維持増進を 図る天然林	4,381	7,198
森林蓄積 (m ³ /h a)		160	174

注1 「人工林」は、主として植栽又は人工下種により成立している森林で伐採跡地を含む。

2 「天然林」は、主として種子の自然散布による更新、ぼう芽による更新等の天然更新により成立している森林で竹林及び未立木地を含む。

3 「利活用等により機能の維持増進を図る天然林」は、適切な整備により利活用等を促進し、多面的機能の維持増進を図る里山林等の天然林で、現況は、天然林のうち人為により成立しているものを集計している。

2 その他必要な事項

現行のとおり（略）

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

現行のとおり（略）

2 造林に関する事項

造林に関しては、第2の森林の整備及び保全に関する基本的な事項によるほか、気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の状況、木材の利用状況等を勘案して人工造林及び天然更新に関する指針を定めるものとする。

特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択するとともに、伐採後に的確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。

また、更新にあたっては、花粉発生源対策の加速化を図るため、少花粉スギ・ヒノキ苗木の植栽、針広混交林への誘導のほか、伐採とコンテナ苗による造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入等に努めることとする。

（1）人工造林に関する指針

人工造林については、将来にわたり人工林を維持する自然的・社会的条件の良い林業適地のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うことを定めること。

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定められる。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

造林樹種は、造林を行う際の樹種選択の規範として定められるものであり、その選定に当たっては、適地適木を旨として、自然条件、樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。

苗木の選定については、少花粉スギ・ヒノキ苗木を基本とし、低コスト造林に資するコンテナ苗や成長に優れたものの活用に努めるとともに、広葉樹の苗木については、生物多様性保全の観点から採取地が明らかな種穂を用いた苗木の選定に努めること。

また、多様な森林の整備を図る観点から、上記の考え方に当てはまる範囲内で、広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種の定めが行われるよう留意すること。その際、「生態系被害防止外来種リスト」を踏まえて、生態系等への影響や同種の生物導入による遺伝的攪乱が生じるおそれのあるものは極力選定を避けること。

さらに、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当課とも相談の上、適切な樹種を選択すべき旨を市町村森林整備計画に記載するよう留意するとともに、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用すべき旨を明らかにした上で樹種を定めること。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

スギ、ヒノキ、マツ、クヌギの植栽本数は、下表の本数を基礎とし、既往の植栽本数及び施業体系を勘案して仕立ての方法別に定めること。

また、その他の樹種についても、必要に応じて地域の自然的条件とそれぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる範囲の本数を定める

こと。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当課とも相談の上、適切な植栽本数を植栽すること。

樹 種	仕 立 方 法	植 栽 本 数 (本／h a)
ス ギ ヒ ノ キ	密 仕 立 て	4, 5 0 0
	中 仕 立 て	3, 0 0 0
	疎 仕 立 て	2, 0 0 0
マ ツ	中 仕 立 て	5, 0 0 0
ク ヌ ギ	中 仕 立 て	3, 0 0 0

①地拵えの方法

伐採木及び枝条等が植栽の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置とするなどの点に留意すること。

②植付けの方法

気候その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して植付け方法を定めるとともに、適期に植付けること。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林等において、皆伐による伐採跡地で人工造林を行うものにあつては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新すること。

ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間を目安として定めること。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、天然下種更新における前生稚樹の生育状況、ぼう芽更新における伐採時の林齢や根元直径等の対象森林の現況、周辺森林を含めた母樹の分布状況や鳥獣害の状況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うことを定めること。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

適地適木を旨として、自然条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象樹種について定めることとし、ぼう芽更新が可能なものについては区分して、岡山県天然更新完了基準で定めることとする。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

森林の確実な更新を図ることを旨として、天然更新の対象樹種について、期待成立本数、天然更新すべき立木の本数、天然下種更新、ぼう芽更新の別に応じた天然更新補助作業の標準的な方法及び伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法を岡山県天然更新完了基準で定めることとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、伐採跡地の天然更新をすべき期間について岡山県天然更新完了基準で定めることとする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

現行のとおり（略）

(4) その他必要な事項

現行のとおり（略）

3 間伐及び保育に関する事項

間伐及び保育に関して、第2の森林の整備及び保全に関する基本的な事項、第6の1の伐採立木材積及び間伐立木材積の計画量並びに第6の2の森林施業面積の計画量を踏まえ、次の事項を指針として、既往の施業体系、間伐及び保育の実施状況等を勘案して定める。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐の標準的な方法及び保育の標準的な方法は、市町村森林整備計画において間伐及び保育を行う際の規範として定められる。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進、林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往の間伐の方法を勘案して適正な林分構成が維持され、根などの発達が促されるよう、育成段階にあっては、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととする。特に、高齢級の森林において間伐が必要と認められる場合には、立木の成長力に留意し、市町村森林整備計画で定められる、平均的な間伐の実施時期の間隔に従って間伐を行う。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努める。

樹 種	施 業 体 系	間 伐 時 期 (年)				間 伐 の 方 法
		初 回	2回目	3回目	4回目	
ス ギ	小径材生産	14	17	21	25	【選木方法】 1, 2回目は形質不良木を中心に3回目以降は形質不良木とともに成長の良い優勢木も選木の対象とする。
	一般材生産	17	21	26	31	
	大径材生産	19	26	35	—	
ヒ ノ キ	小径材生産	17	22	27	32	【間伐量】 中国地方林分密度管理図による。
	一般材生産	21	26	31	37	
	大径材生産	21	28	37	—	

注 上表はスギ・ヒノキとも小径材生産を目標とするものは地位上、そのほかは地位中の林分での参考年数を示す。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を標準とする。

下刈りについては、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行う。また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。

保 育 の 類 種 別	樹 種	実 施 年 齢 ・ 回 数																備 考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
下 刈 り	ス ギ	△	①	①	①	△	△											時期 6月～8月
	ヒノキ	△	①	①	①	△	△	△	△									
つる切り	ス ギ							←	△	→		←	△	→				
	ヒノキ									←	△	→	→	→	→			
除 伐	ス ギ								←	△	→		←	△	→			
	ヒノキ									←	△	→		←	△	→		

注 ○印 通常予想される実行標準、○内の数字は回数、△印は必要に応じて行う実行標準
市町村内の間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるものについては、実施すべき間伐又は保育の方法及び時期について具体的に定め、積極的に推進を図ること。

(3) その他必要な事項 な し

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林の区域は、第2の1の(1)に示す森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、森林の樹種構成、林道の整備状況等地域の実情等からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について設定する。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の1の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備に関する基本的な事項を踏まえ、公益的機能別施業森林の整備に関する事項を定めること。

なお、公益的機能別施業森林以外の木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定すること。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件等を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域について特定する。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

区域の設定に際しては、自然的社会的経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めるとともに、森林の区域については、林班、小班により示し特定できるように記載すること。

なお、区域内において、機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めること。

ア 区域の設定の基準に関する指針

(ア) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養^{かん}機能の評価区分が高い森林など水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林において定めること。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

次の①～③の森林などを、土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林において定めること。

①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等。

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等。

③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等。

イ 森林施業の方法に関する指針

施業の方法に関しては、第2の1の(2)に示す森林整備及び保全の基本方針及び次の事項を指針として定めること。

伐採の方法を定める必要のある森林	森林施業の方法
・ 水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	・ 伐期の延長 ・ 皆伐によるものについては伐採面積の規模を縮小

<ul style="list-style-type: none"> ・土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に機能の発揮を図る森林については、択伐による複層林施業とし、それ以外は複層林施業とする。 ・適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても、機能の確保ができる場合には、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）を行うことも可能。ただし長伐期施業における皆伐については、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ること。
---	--

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うこととする。

（２）木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

区域の設定に際しては、自然的社会的経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めるとともに、森林の区域については、林班、小班により示し特定できるように記載すること。

なお、区域内において、機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めること。

ア 区域の設定の基準

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について定めること。また、この区域のうち特に自然的・社会的条件が良い林業適地については、6（３）「特に効率的な施業が可能な森林の区域」として定めること。

イ 森林施業の方法に関する指針

森林の公益的機能の発揮及び地域における森林資源の保続に留意しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的かつ効率的な木材等林産物の生産・供給が可能な資源構成となるよう、計画的かつ生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することを定めること。

（３）その他必要な事項

な し

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

林道の整備については、自然条件や社会的条件が良い林業適地を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進する。特に、林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進する。また、既設林道の改築改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図る。

林道・林業専用道の開設量については、第2の1の(1)に定める「森林の整備及び保全の目標」の実現を図るため、路網の骨格としての機能や森林施業の効率的な実施を確保する観点から、第6の4のとおり計画する。

なお、林道と林業専用道を併せたものを「基幹路網」、森林作業道を「細部路網」と定める。

○基幹路網の現状

単位 延長：k m

区 分	路 線 数	延 長
基幹路網	3 4 4	5 1 0
うち林業専用道	0	0

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

ア 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準の基本的な考え方は、林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、次の表を目安に、傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、林道、林業専用道及び森林作業道を適切に組み合わせて開設する。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位：m／h a

区 分	作業システム	路網密度	基幹路網
緩傾斜地 (0～15°)	車 両 系	1 0 0～2 5 0	3 5～5 0
中傾斜地 (15～30°)	車 両 系	7 5～2 0 0	2 5～4 0
	架 線 系	2 5～7 5	
急傾斜地 (30～35°)	車 両 系	6 0～1 5 0	1 5～2 5
	架 線 系	1 5～5 0	
急峻地 (35°～)	架 線 系	5～1 5	5～1 5

イ 伐出作業における集材型に応じた高性能林業機械作業システムの基本的な考え方は、次の表を目安とする。

(ア) 伐出用高性能林業機械を組み込んだ高性能林業機械システムの目標

①作業地分散型

森林の多様な機能の持続的な発揮を目指し、間伐等非皆伐作業及び小面積の皆伐作業を効率的に実施する必要がある森林に主として対応するシステム。

(生産性 単位：m³/人・日)

集材型 (集材距離)	伐出用高性能林業機械を組み込んだ高性能林業機械システム					
	緩 傾 斜 地			急 傾 斜 地		
近距離 集材型	(伐倒・搬出) フェラースキッター	(造材) プロセッサ		(伐倒) 急傾斜地用 小型フェー	(搬出) グラップル付 タローヤータ	(造材) プロセッサ
-100m	〔短幹集材〕		生産性:10.2	〔全木集材〕		生産性: 6.2
短距離 集材型	(伐倒・造材) ハーベスタ	(搬出) フォワーダ		(伐倒) 急傾斜地用 小型フェー	(搬出) 小型タローヤータ	(造材) プロセッサ
-200m	〔短幹集材〕		生産性: 9.2	〔全木集材〕		生産性: 5.1
中距離 集材型	(伐倒・造材) ハーベスタ	(積載) グラップル	(搬出) フォワーダ	(伐倒) 急傾斜地用 小型フェー	(搬出) 中型タローヤータ	(造材) プロセッサ
-400m	〔短幹集材〕		生産性: 7.3	〔全木集材〕		生産性: 5.0

②作業地集中型

地域の作業条件にきめ細かく対応しつつ、労働強度の軽減と省力化を図り、効率的な林業経営を推進するため、皆伐作業、ある程度面積的にまとまりのある間伐作業及び択伐作業を効率的に実施する必要がある森林に主として対応するシステム。

(生産性 単位：m³/人・日)

集材型 (集材距離)	伐出用高性能林業機械を組み込んだ高性能林業機械システム							
	緩 傾 斜 地				急 傾 斜 地			
短距離 集材型	(伐倒・造材) ハーベスタ	(積載) グラップル	(搬出) 無人フォワーダ		(伐倒) 急傾斜地用 フェラーハンチャ	(造材) プロセッサ	(搬出) フォワーダ	(積載) グラップル
-200m	〔短幹集材〕			生産性:10.5	〔全木集材〕			生産性: 8.1
中距離 集材型	(伐倒) フェラーハンチャ	(搬出) スキッター (装輪)	(造材) プロセッサ	(積載) グラップル	(伐倒) 急傾斜地用 フェラーハンチャ	(搬出) 中型タローヤータ	(造材) プロセッサ	(積載) グラップル
-400m	〔全木集材〕			生産性: 9.0	〔全木集材〕			生産性: 6.2
長距離 集材型	(伐倒) フェラーデリマ	(搬出) スキッター (ホイール型)	(造材) グラップルソー	(積載) グラップル	(伐倒・造材) 急傾斜地用 ハーベスタ	(搬出) 分岐式モノレール	(積載) グラップル	
400m-	〔全幹集材〕			生産性: 8.7	〔短幹集材〕			生産性: 6.1

(イ) 既存及び今後改良が進められる伐出用高性能林業機械を組み込んだ高性能林業機械作業システムの目標

現在最も普及している林業機械による伐出林業機械作業システムを基本とし、今後これらの林業機械の性能の向上及び小型軽量化等一層の改良を図りつつ、地域の条件、事業体の経営条件等に応じて採用すべきシステム

(生産性 単位: $\text{m}^3/\text{人}\cdot\text{日}$)

作業型	集材型 (集材距離)	既存の林業機械を組み込んだ高性能林業機械作業システム	
		緩 傾 斜 地	急 傾 斜 地
作業地分散型	近距離集材型	(伐倒・造材) (搬出) チェーンソー リモコンウインチ 〔短幹集材〕 生産性:4.6	(伐倒・造材) (搬出) チェーンソー 小型クレーンダブ (簡易式) 〔短幹集材〕 生産性:4.6
	短距離集材型	(伐倒・造材) (搬出) チェーンソー 林内作業車 (クローラ型) 〔短幹集材〕 生産性:4.6	(伐倒・造材) (搬出) チェーンソー 小型クレーンダブ 〔短幹集材〕 生産性:3.5
	中距離集材型	(伐倒) (木寄せ) (搬出) チェーンソー ウインチ付 フォワーダ 林内作業車等 〔短幹集材〕 生産性:3.8	(伐倒) (搬出) (造材) チェーンソー 自走式搬器 チェーンソー 〔全木・全幹集材〕 生産性:2.8

(生産性 単位: $\text{m}^3/\text{人}\cdot\text{日}$)

作業型	集材型 (集材距離)	既存の林業機械を組み込んだ高性能林業機械作業システム	
		緩 傾 斜 地	急 傾 斜 地
作業地集中型	短距離集材型	(伐倒・造材) (搬出) チェーンソー 林内作業車 (ホイール型) 〔短幹集材〕 生産性:5.9	(伐倒・造材) (搬出) チェーンソー 小型クレーンダブ 〔短幹集材〕 生産性:4.3
	中距離集材型	(伐倒) (搬出) (造材) チェーンソー スキッタ (クローラ型) フロセッサ 〔全木・全幹集材〕 生産性:5.7	(伐倒) (搬出) (造材) チェーンソー 中型クレーンダブ フロセッサ 〔全木・全幹集材〕 生産性:4.1
	長距離集材型	(伐倒) (搬出) (造材・積載) チェーンソー スキッタ (ホイール型) クラップルソー 〔全木・全幹集材〕 生産性:5.7	(伐倒) (搬出) (造材・積載) チェーンソー 大型クレーンダブ クラップルソー 〔全木・全幹集材〕 生産性:3.5
	400m-		

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域 (路網整備等推進区域) の基本的な考え方

路網整備等推進区域については、基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進することとし、その区域の設定について幹線となる林道・林業専用道の利用区域を考慮しつつ次のとおり定める。

地形・地質	傾斜が急峻な箇所以外 脆弱な地質又は土壌の箇所以外
森林の機能別調査	森林の機能別調査の「木材生産機能」が「L」以外の箇所

注：林班毎に判断すること。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

現行のとおり（略）

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法林産物の搬出については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により行う。

イ 更新を確保するため^〇林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当なし

(6) その他必要な事項

現行のとおり（略）

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、流域内の森林・林業・木材産業関係者の合意の形成を図りつつ、以下の項目について、地域の実情に応じ計画的かつ総合的に推進する。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせん^等を推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めるとともに、森林経営計画の作成を促進する。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、地方自治体と林業経営^体を情報通信回線で結ぶ森林クラウドの管理運用を通じて、森林情報の精度向上を図るとともに、その情報の提供・共有を促進する。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報を活用し、面的な集約化を進める。このほか、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進する。

あわせて、今後、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図る。

(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については林業経営体に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

また、林業経営に適した森林については、地域の関係者の協議による集約化構想の作成、権利集積配分一括計画による権利設定、林業経営体へのあっせんなど、林業経営体への森林の集積・集約化に向けた取組を促進するとともに、所有者不明森林への対応については、森林所有者の探索、間伐等経営管理権の設定、特例措置の活用などの取組を促進するものとする。

(3) 特に効率的な施業が可能な森林の区域に係る基準及び当該区域内における施業の方法に係る指針

ア 区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、傾斜区分や既設路網からの距離、地質等の条件について、各地域における森林の現況や、林業の状況を踏まえて、特に自然的・社会的条件の良い林業適地について設定を行う。

イ 施業の方法に関する指針

木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための造林、保育、間伐の方法等を定める。主伐においては、林地からの土砂や枝葉の流出に配慮し、再造林を念頭においた伐採及び搬出の方法等を定める。なお、伐採後は、原則、植栽による更新とする。また、森林の集積・集約化や施業の機械化、一貫作業等を通じた効率的な森林整備を推進する。

(4) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、農林関係高校等で学ぶ青年や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等様々な人材の活躍・定着等に取り組む。また、林業従事者の通年雇用化、社会保険への加入促進、技能等の客観的な評価の促進等により、他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図る。

これらと合わせ、森林組合等の事業連携等や林業経営体の法人化・協業化等の促進を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成するとともに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組む。

(5) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

ア 林業機械の導入促進

林業機械等の導入及びその効率的な利用を確保し、生産性の向上及び労働強度の軽減を図るため、現地の条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、林業機械のリースやレンタルの活用、林業機械の共同利用など、利用体制を整備するとともに、機械作業に必要な基幹路網等の施設整備に努める。

イ 機械作業システムの目標

森林の多様な機能の継続的な発揮を目指し、森林資源の循環利用を適切に進めていくため、これまでの伐出作業システムに加え、間伐、択伐等の非皆伐作業に対応し、傾斜や搬出距離等の作業条件にもきめ細かく対応する伐出作業システムの普及が必要となる。

このため、第3の5の(2)に示す考え方及びこれまでの高性能林業機械作業システムの現場における作業条件への適用状態を踏まえつつ、第3の5の(2)に示す伐出用高性能林業機械を組み入れた高性能林業機械システムの普及を推進する。

また、環境負荷低減の観点から、土壌の攪乱、締固め及び残存木への被害を最小限に抑えることに配慮する。

伐出作業における高性能林業機械作業システムの目標の考え方は次のとおりとする。

区分	作業システム	最大到達距離(m)		作業システム			
		基幹路網から	細部路網から	伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運搬
緩傾斜地 (0～15°)	車両系	150～200	30～75	ハーベスタ	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
中傾斜地 (15～30°)	車両系	200～300	40～100	ハーベスタ チェンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		100～300	チェンソー	スイングヤーダ タローヤーダ		
急傾斜地 (30～35°)	車両系	300～500	50～125	チェンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		150～500		スイングヤーダ タローヤーダ		
急峻地 (35°～)	架線系	500～1500	500～1500	チェンソー	タローヤーダ	プロセッサ	トラック

注： 地域において、今後の路網整備や資本整備の方向を決めるに当たっては、地域における自然条件、社会経済的条件を踏まえた工夫や経営判断が必要である。

「グラップル」にはロングリーチ・グラップルを含む。

(6) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

ア 木材流通の合理化

北部は、真庭地域の林業地と製材工場群を背景に3原木市場が開設され、取扱量も130千m³を超えている。従って、民有林・国有林が一体となり、素材生産業者、流通業者等による計画的な木材生産と共同出材等によりローコスト化を進め、ロットの一層の安定を図るものとする。

また、市場の取扱量は素材・製品とも多く、機能的な流通体制にあるが、さらに製品の共同ストック、集配センター等の拠点整備を検討するものとし、建築用材、チップ用材や再生可能エネルギー等の多様なニーズに即した木材製品を安定的に供給し得る体制の整備を図るものとする。

イ 木材加工の合理化

計画区内の製材工場は、出力規模及び高次加工施設の導入等において、他の計画区に比べ先進的な状況にあり、また、台形集成材、化粧貼集成材等、小径木等の低質材を利用し、高品質材を生産するなど木材の工業化も進んでいる。今後は、乾燥材・JAS製品の生産技術の高度化を促進し、更に工業化を進めるものとする。

ウ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林及び国有林を通じ、川上から川下まで一体となって合理的な木材生産・流通システムの確立を図るため、地域の関係者の合意形成に努める。

また、木材関連事業者の取り扱う木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を進めるとともに、「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」（令和7年11月林野庁策定）や、森林経営計画等に基づく持続的な森林経営の取組により、持続可能な木材取引を促進する。

(7) その他必要な事項

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、林業及び木材産業の成長産業化による就業機会の創出や生活環境の整備により、山村における定住を促進するとともに、レクリエーションや環境教育等の場としての森林空間の総合的な利用の推進により、都市と山村の交流を促進するものとする。

また、自伐林家をはじめ、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を進めるものとする。

第6 計画量等

1 伐採立木材積及び間伐立木材積

単位 材積：千m³

区分	総数	主伐	間伐
総数	2,229	1,402	827
うち前半5年分	1,114	701	413

2 森林施業面積

単位 面積：h a

区分	森林施業面積
総数	19,962
うち前半5年分	9,981

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：h a

区分	人工造林	天然更新
総数	2,923	1,376
うち前半5年分	1,461	688

4 林道の開設及び拡張に関する計画

ア 計画区開設延長等

単位 延長：m、(改良：箇所数)

区 分	開 設				拡 張		備考
	総 数	基 幹	その他	改 築	改 良	舗 装	
総 数	4,605	0	2,605	2,000	185	77,074	

イ 路線別開設延長等

単位 延長：m、面積：ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	市 町 村 名	路 線 名	延 長	利 用 区 域 面 積	前半5ヵ年 の計画箇所	国有林との 連絡調整の 必要の有無	備 考
開 設	自 動 車 道 ・ 新 設	林	開設総数	5路線	4,605				
			(新設) 計	1路線	2,605				
			その他 計	1路線	2,605				
			真庭市	1路線	2,605				
			旧落合町 計	間 瀬	2,605	230	無		
				1路線	2,605				
	改 築	道	(改築) 計	4路線	2,000				
			真庭市	4路線	2,000				
			旧勝山町	大来尾	900	125	無		
				藤波北谷	200	82	無		
				曲り首尾	400	30	無		
				柴原向	500	68	無		
	計	4路線	2,000						
	再 計	備前県民局（地域事務所除く）		0路線	0				
美作県民局（地域事務所除く）		0路線	0						
美作県民局真庭地域事務所		5路線	4,605						

ウ 計画区拡張（改良）箇所等

単位 箇所：箇所数、面積：ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	市 町 村 名	路 線 名	箇所	利 用 区 域 面 積	前半5ヵ年の 計画箇所	国有林との 連絡調整の 必要の有無	備 考
拡張	自動車道	林道	(改良) 計	72路線	185				
			基幹計	2路線	42				
			真庭市	(森林基幹) 作 備	22	1,473	○	有	法面・路肩・安全施設・ 排水施設・路体・舗装改 良
			真庭市	(森林基幹) 美作北2号	20	2,548	○	有	法面・幅員・排水施設・ 路肩・安全施設・舗装改 良
			その他計	70路線	143				
			岡 山 市	9路線	30				
			旧灘崎町	彦 崎	3	125		無	法面改良・局部改良
				川 彦	3	88		無	法面改良・局部改良
				迫 川	3	74		無	法面改良・局部改良
				片 岡	2	61		無	法面改良・局部改良
				明石山	4	56		無	法面改良・局部改良
				大 植	2	31		無	法面改良・局部改良
			計	6路線	17				
			旧建部町	宮ヶ谷	1	13		無	幅員改良
				阿弥陀	9	319		無	法面改良
				長 畝	3	42		無	局部改良
			計	3路線	13				
			玉野市	前谷	1	30		無	路肩改良
			計	1路線	1				
			吉備中央町	4路線	4				
			旧加茂川町	和 中	1	50		無	幅員改良
				三 飛	1	108		無	幅員改良
				日山谷	1	144		無	幅員改良
				桜久保	1	105		無	路肩改良
			計	4路線	4				
			真 庭 市	51路線	101				
			旧北房町	三 谷	2	65		無	幅員改良
				境	2	55		無	幅員改良
			計	5路線	4				
			旧勝山町	星 山	2	242		無	法面改良
				大ナル	2	41		無	幅員改良
				藤波北谷	1	82		無	路肩改良
				山久世	1	303	○	無	法面改良
				作西1号	10	439	○	無	路肩・法面・排水施設・ 舗装・擁壁改良
				作西2号	1	872	○	無	法面改良
				桑 林	1	33	○	無	路肩改良
				大来尾	1	125	○	無	路肩改良
				穴ヶ登	1	68	○	無	局部改良
				芝原竹原	1	87	○	無	局部改良
				萩谷	1	155	○	無	局部改良
			計	11路線	22				
			旧落合町	清水寺	1	119		無	路肩保護
				木山大谷	1	95		無	路肩保護
				辻 谷	2	95		無	路肩保護
				大京谷	10	114	○	無	局部改良
				上山長岨	2	209	○	無	路肩改良・法面改良
				東 谷	2	97	○	無	局部改良
				月田越	6	426	○	無	幅員改良
			計	7路線	24				

単位 箇所：箇所数、面積：ha

開設 別	種 別	区 分	市 町 村 名	路 線 名	箇所	利 用 区 域 面 積	前半5ヵ年の 計画箇所	国有林との 連絡調整の 必要の有無	備 考
拡 張	自 動 車 道 ・ 改 良 道	林 道	真 庭 市						
			旧湯原町	山 谷	1	42		無	付替道路
				板井戸	1	156	○	無	局部改良
				作西 1 号	11	439	○	無	路肩・法面・安全施設・ 舗装改良
				古 屋	1	261	○	無	法面改良
			計	4路線	14				
			旧久世町	横 畝	1	193		無	局部改良
				赤目石	1	132		無	局部改良
				セビ谷	1	126		無	局部改良
				鴻 殖	1	119		無	局部改良
				惣	1	61		無	幅員改良
				西 谷	1	169		無	幅員改良
				木 谷	1	168		無	局部改良
				江 森	1	165		無	幅員改良
				鍋 谷	1	121		無	局部改良
				芦 谷	1	102		無	法面改良・局部改良
				小 谷	1	178		無	局部改良
				銅々	2	38		無	法面改良
			計	12路線	13				
			旧美甘村	黒 畑	2	248	○	無	幅員改良・局部改良
				七 段	1	58		無	法面改良
				河田山路	2	263		無	法面改良
				月ヶ峠	1	84		無	幅員改良
				湯 谷	1	127		無	幅員改良
				矢 渕	2	240	○	無	法面改良・局部改良
				吉 谷	2	121	○	無	局部改良
				作西 2 号	7	872	○	無	路肩・法面・舗装・排水 施設改良
			計	8路線	18				
			旧川上村	川上 1 号	2	587	○	無	法面改良
				川上 2 号	2	366	○	無	局部改良
				鳥居ヶ峠	1	111	○	無	局部改良
			計	3路線	5				
			旧中和村	栃木谷	1	71		無	局部改良
				1路線	1				
			新庄村	田井二ツ橋	3	165		無	法面改良
				茅見奥	1	88		無	法面改良
				中谷浦手	1	61		無	法面改良
				宮座	1	87		無	法面改良
				田楨	1	53	○	無	法面改良
			計	5路線	7				
再 計			備前県民局（地域事務所除く）	14路線	35				
			美作県民局（地域事務所除く）	0路線	0				
			美作県民局真庭地域事務所	58路線	150				

エ 計画区拡張（舗装）延長等

単位 延長：m、面積：ha

開設 別	種 類	区 分	市 町 村 名	路 線 名	延 長	利 用 区 域 面 積	前半5カ年 の計画箇所	国有林との 連絡調整の 必要の有無	備 考
拡張	舗装	自動車道	(舗装) 計	53路線	77,074				
			基幹 計	2路線	10,435				
			真庭市	(森林基幹) 作 備	10,235	1,473	○	有	
			真庭市	(森林基幹) 美作北2号	200	2,548		有	
			その他 計	51路線	66,639				
			岡 山 市	13路線	13,068				
			旧岡山市	掛 畑	1,750	160		無	
				中 牧	1,396	31		無	
				掛畑1号	1,000	40		無	
			計	3路線	4,146				
			旧御津町	田 土	1,797	152		無	
				鼓 田	483	53		無	
			計	2路線	2,280				
			旧建部町	大 岩	1,000	31		無	
			計	1路線	1,000				
			旧灘崎町	彦 崎	520	125		無	
				川 彦	740	88		無	
				迫 川	210	74		無	
				片 岡	350	61		無	
				明石山	680	56		無	
				大 植	120	31		無	
			計	6路線	2,620				
			旧瀬戸町	塩 井	3,022	99		無	
			計	1路線	3,022				
			吉備中央町	16路線	25,832				
			旧加茂川町	宮の谷1号	150	58		無	
				三 飛	400	108		無	
				年末水谷	3,600	366		無	
				行森柿山	700	39		無	
				引撫大師	1,800	60		無	
				久西谷	700	57		無	
				中 山	1,000	46		無	
				尾山坂	1,461	38		無	
				引撫大勝	1,200	67		無	
				桜久保	150	105	○	無	
			計	10路線	11,011				
			旧賀陽町	大 蔵	3,716	32		無	
				舞 地	2,145	45		無	
				国曾の奥	1,460	62		無	
				高 間	2,500	150		無	
				清 水	3,000	100		無	
				友 田	2,000	30		無	
			計	6路線	14,821				

単位 延長：m、面積：ha

開設 別	種 類	区 分	市町村名	路線名	延 長	利用 区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	国有林との 連絡調整の 必要の有無	備 考
拡 張	自 動 車 道 ・ 舗 装 道	林	真 庭 市	22路線	27,739				
			旧勝山町 計	曲り野呂	2,700	131		無	
				1路線	2,700				
			旧落合町 計	間 瀬	800	355		無	
				1路線	800				
			旧湯原町	山 谷	700	42	○	無	
				一の谷	400	194		無	
				日 尾	600	120		無	
				羽 部	150	13		無	
				小 谷	200	38		無	
				中 山	200	19		無	
				中山上	400	28		無	
				金井谷	800	41		無	
				荒神谷	700	41	○	無	
				計	9路線	4,150			
			旧久世町	木谷南谷	93	61		無	
				三坂	200	211		無	
				東明	2,282	83		無	
				横畝	130	169		無	
			計	4路線	2,705				
			旧美甘村	林ヶ成	800	63		無	
				矢 渕	2,700	240		無	
				月ヶ峠	3,200	84		無	
				計	3路線	6,700			
			旧川上村	川上1号	8,000	587	○	無	
				天の岩戸	1,037	34		無	
				計	2路線	9,037			
			旧中和村	登り畝	747	114		無	
				四 幸	900	176		無	
				計	2路線	1,647			
再 計			備前県民局（地域事務所除く）	29路線	38,900				
			美作県民局（地域事務所除く）	0路線	0				
			美作県民局真庭地域事務所	24路線	38,174				

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

①保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

(略)

③計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

(略)

③計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林

単位：ha

保安林の種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源かん養のための保安林	18	7	17,195	17,210	17,321
災害防備のための保安林	9	4	<u>8,623</u>	<u>8,623</u>	<u>8,623</u>
保健、風致の保存等のための 保安林	0	0	<u>340</u>	<u>321</u>	<u>0</u>
計	27	11	<u>26,158</u>	<u>26,154</u>	<u>25,944</u>

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

(略)

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：地区

森 林 の 所 在		治山事業施行		主 な 工 種	備 考
市町村	区 域	地区数	前半5ヵ年の計画		
岡山市	旧岡山市				
		2	1	森林整備	
		5	2	溪間工	
		6	1	森林整備	
		7	1	森林整備	
		8	1	森林整備	
		9	1	森林整備	
		10	1	森林整備	
		11	1	森林整備	
		12	3	溪間工・山腹工	
		13	1	森林整備	
		24	1	山腹工	
		34	1	山腹工	
		81	1	溪間工・山腹工	
	旧御津町	1	1	溪間工	
		20	2	山腹工	
		23	1	溪間工	
		52	1	溪間工	
		63	1	山腹工	
		76	1	溪間工	
	旧灘崎町	11	1	山腹工	
	旧瀬戸町	24	1	森林整備	
		25	1	森林整備	
		25	1	溪間工	
		43	3	溪間工	
	旧建部町	14	2	溪間工・山腹工	
		50	1	溪間工・山腹工	
		66	1	溪間工	
		73	1	溪間工	
玉野市		11	1	森林整備	
		15	1	森林整備	
		38	2	溪間工	
		40	1	山腹工	
		49	1	山腹工	
		52	1	山腹工	
		55	1	山腹工	
		58	1	溪間工	
		60	1	溪間工	
		62, 63, 64	2	森林整備	
		59, 83, 84	2	森林整備	
		64	1	溪間工	
		82	1	溪間工	
		88	1	溪間工	
		109	1	山腹工	
		110	1	山腹工	
吉備中央町					
	旧加茂川町	83	1	山腹工	
		128	1	山腹工	
		177	1	溪間工	
	旧賀陽町	18	1	森林整備	
		43	1	森林整備	

単位：地区

森 林 の 所 在		治山事業施行		主 な 工 種	備 考
市町村	区 域	地区数	前半5ヵ年の計画		
真庭市					
旧北房町	3	1	1	森林整備	
	7	1		溪間工	
	15	1		溪間工	
	16	1		溪間工	
	52	1		溪間工	
旧勝山町	1	1	1	森林整備	
	2	1		溪間工	
	16	1		溪間工	
	25, 28	1	1	森林整備	
	34, 43	1		溪間工	
	54	1	1	溪間工	
	56	1		溪間工	
	66	1		溪間工	
	109, 110, 111	1	1	山腹工	
	117	1	1	山腹工	
	120, 132	1	1	溪間工	
	125	1	1	山腹工	
	137	1	1	溪間工	
	156	3	3	溪間工	
	158	2	2	溪間工	
	161	1	1	山腹工	
	178	1	1	森林整備	
	182	1		溪間工	
旧落合町	1	1		溪間工	
	3, 4	1		溪間工	
	21	1		山腹工	
	35, 36	2		溪間工	
	45	1	1	溪間工	
	51	1	1	溪間工	
	107	2	1	溪間工	
	123	1		溪間工	
	127	1	1	溪間工	
	129	1	1	溪間工	
	135	1		溪間工	
	179	1		溪間工	
	182	1		溪間工	
	193	1		溪間工	
旧湯原町	1	2	1	森林整備	
	12	1	1	溪間工	
	34	1		森林整備	
	42	1	1	溪間工	
	44	1	1	溪間工	
	45	1		溪間工	
	66, 67, 68	2		森林整備	
	70, 71	1		溪間工	
	139	1	1	森林整備	
	164	1		溪間工	

単位：地区

森 林 の 所 在		治山事業施行		主 な 工 種	備 考
市町村	区 域	地区数	前半5ヵ年の計画		
真庭市					
	16, 17	1		溪間工	
	34	1	1	山腹工	
	38	1		溪間工・山腹工	
	40	1		溪間工	
	49	2	1	溪間工・山腹工	
	50	1		山腹工	
	62, 63	1	1	溪間工	
	73	1		溪間工	
	78	2	1	溪間工	
	115, 116	1	1	溪間工	
	25, 26, 27	2	1	森林整備	
	46	1		溪間工	
	48	1	1	溪間工	
	59	1		溪間工	
	74, 77, 78	2	1	森林整備	
	79	1	1	溪間工	
	83	1	1	溪間工	
	85	1		溪間工	
	97, 98	1	1	森林整備	
	110	1		溪間工	
	111	1	1	溪間工	
	6	1		森林整備	
	9	1	1	森林整備	
	22	1		溪間工	
	26	1		溪間工	
	36, 37, 38	2	1	森林整備	
	59	4	3	山腹工	
	5	1		溪間工	
	7	1	1	溪間工	
	48, 49	1	1	森林整備	
	54	1	1	森林整備	
	28	1	1	森林整備	
	52	1		溪間工	
	3	1		溪間工・山腹工	
	13	2	2	溪間工・山腹工	
	26	1		溪間工	
	63	1		溪間工	
	64	1		溪間工	
	92	1	1	溪間工	
	38	1	1	森林整備	
	80	1		溪間工	
合計		163	74		
再	備前県民局（地域事務所除く）	59	23		
	美作県民局（地域事務所除く）	2	1		
掲	美作県民局（真庭地域事務所）	102	50		